

令和7年(2025年)11月18日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の
実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容		感染症名	期間
八幡小学校	学級閉鎖	1学級	インフルエンザ	11月18日～11月21日
港小学校	学級閉鎖	1学級	インフルエンザ	11月19日～11月21日
北昭和小学校	学年閉鎖	1学年	インフルエンザ	11月18日～11月19日
亀田小学校	学級閉鎖	1学級	インフルエンザ	11月18日～11月21日
南茅部小学校	学級閉鎖	1学級	インフルエンザ	11月19日～11月21日

2 臨時休業等の状況(11月18日時点)

(1) インフルエンザ

・学級閉鎖	13校	27学級
小学校	12校	26学級
中学校	1校	1学級
・学年閉鎖	2校	2学年
小学校	2校	2学年

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課(21-3545)